議案第5号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例(平成12年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。 別表 3建築・都市計画・土木関係の部中23の項を23の2の項とし、22の項 の次に次のように加える。

		建築基準法第52条第6項第	建築物の容	1件につき	28,	000円	認定申請
	ソコ	3号の規定に基づく建築物の	積率の特例				のとき。
		容積率に関する特例の認定の	認定申請手				
		申請に対する審査	数料				

別表 3建築・都市計画・土木関係の部43及び44の2の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同部45の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定」に改め、「(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同部45の2の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可」に改め、「(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物と除く。以下この項において同じ。)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等について、 建築審査会の同意を得ずとも、特定行政庁が容積率の特例を認定できることとなった ため、当該認定に係る手数料を新たに設けるほか所要の規定整備をする必要がある。